

もくじ

はじめに	3
もくじ	4
Part1 パチンコ店と法律	7
(1) 法律は知って当然、守って当然	8
(2) パチンコ店に関する法律	10
(3) 行政罰と刑事罰	12
(4) 風俗営業とは	16
(5) 風適法の目的	18
(6) 法体系	20
確認テスト①	28
Part2 遵守事項・禁止行為	29
(1) 遵守事項	30
(2) 禁止行為	34
確認テスト②	44
Part3 営業所・管理者制度	45
(1) 営業所の管理者とは	46
(2) 管理者の業務内容	48
(3) 管理者講習	60
確認テスト③	64
Part4 構造・設備	67
(1) 技術上の基準	68
(2) 変更手続き	74
確認テスト④	76

Part5 遊技機	77
(1) 遊技機の種別	78
(2) 遊技機と射幸性	80
(3) 技術介入	82
(4) 変更手続き	84
(5) 検定制度	86
(6) 認定制度	88
確認テスト⑤	92
Part6 広告・宣伝	93
(1) 規制の対象と内容	94
(2) 違反に該当する表示例	96
確認テスト⑥	102
Part7 賞品	103
(1) 賞品の充実義務	104
(2) 賞品の提供方法	108
(3) 提供ができない賞品	112
(4) 総付景品	114
(5) ポイント制度	118
確認テスト⑦	120
Part8 リスクを未然に防ぐ	121
(1) リスクを未然に防ぐ仕組み	122
上長確認シート	126
索引	128
確認テストの正答	131

点検と記録

3

営業所の管理者制度

① 構造・設備、遊技機の点検と記録

店舗の構造や設備、遊技機が技術上の基準に適合しているか点検し、その記録を付けることが必要です。皆様の店舗でも、ゴト部品が取り付けられていないか、遊技機の点検を頻繁に行っていることでしょうか。しかし、風適法では点検だけではなく、点検した記録を付けることが求められています。いつ、誰が、どの台を、どのように点検したのか記録を付けてください。

② 委託契約の内容・履行状況の点検と記録

飲食物の販売や警備などを外部業者に委託している場合、契約内容、業務の履行状況などを点検し、記録をしなければなりません。店側の知らないところで、問題が起きないようにするための措置です。

③ 18歳未満の者の立ち退き勧告、苦情の処理

18歳未満の者が客として立ち入ってきた場合、その立ち退き勧告をしなければなりません。また、お客様や従業員からの苦情処理も業務と規定されています。法律上の義務はありませんが、いつ、誰に、誰が、どのように対応したのか記録することをおすすめします。

「たまたま」⑧ 点検するだけではいけないの？

日ごろからこまめに遊技機を点検していたにもかかわらず、たまたま抜く打ち検査の際に何者かに不正部品が取り付けられているのが見つかったとします。日ごろから記録を付けていれば、「たまたま」と証明できるため、処分が軽くなることもあります。しかし、記録をしていなかったために証明ができないと、最悪の場合、管理者、店舗、会社が処罰の対象となることもあります。必ず記録を付けましょう。

◎点検記録簿の例

1. 構造・設備

チェック項目	チェック方法	2020年4月1日	2020年5月1日
全入口に「18歳未満入店禁止」が掲示してある	目視	秋葉	文字のかすれあり。新品に交換対応。(2020年5月2日。秋葉)
客室内に高さ1mを超える看板がない	測定	秋葉	秋葉

2. 遊技機

チェック項目	チェック方法	2020年4月1日	2020年5月1日
釘、風車、役物に破損がない	目視	77番台釘折れ。変更承認申請提出。(2020年4月2日。難波)	本町
基板板に不正部品が取り付けられていないか	取り外して目視	本町	本町

◎18歳未満の立ち退き勧告記録簿の例

対処日時	2020年1月15日(金) 14:30	対処者	秋葉 太郎
年齢確認対象者名	鈴木 太郎	住所	東京都台東区
年齢確認方法	運転免許証	生年月日	2003年10月22日(17歳)
特徴	身長170cm程度、細身、色黒で面長		
年齢確認後の措置	遊技を中止させ、即時退店を命令。		
取組状況	全系列全店にも特徴を伝え、発見次第、声かけをするようにした。		

◎苦情対応の例

苦情受理日時	2020年1月15日(水) 15:00	受理者	主任 佐藤 次郎
苦情申立人	山田 花子 東京都台東区台東×-×-× TEL. 03-1234-5678		
苦情内容	駐車場の出入り口前を学校帰り子どもが通る際、自動車にぶつかりそうになって危険なので、何とかして欲しい。		
苦情への措置	駐車場の出入り口に「通学路。子どもに注意」という看板を設置。		
措置後の状況	1カ月様子を見たが、看板だけでは効果が薄い。警備員の配置を検討。		

(1) 規制の対象と内容

場所は問わず、音声、騒音発生も対象となる

店内外などの場所は問わず、違反に該当する広告・宣伝を行えば罰則の対象となります。規制の対象となる媒体には、看板、のぼり、ビラ、新聞折込チラシ、装飾物、Web サイト、音声などが該当します。マイク・アナウンスやスタッフによるセールストーク、ラジオ CM などの音声も対象となるため注意しましょう。

また、内容に問題がなくても、著しく大きな騒音を発生させる宣伝することも禁止されています。各都道府県の条例により一定の基準が決まっているため、その範囲内に抑えなければなりません（106 ページ参照）。

警察庁通達で明示

風適法では、広告・宣伝によって清浄な風俗環境を害することが禁止されているのみであり、具体的にどのような内容が違反となるかまでは記されていません。そのため、逆に出された警察庁の通達によって運用方針が明確化されています。96 ページからの 1～7 の違反となる表示例をしっかりと頭に入れておきましょう。

射幸性に關わらない事実の告知は可能

店舗所在地、遊技料金、新台の導入や台数、機種構成、賞品の取りそろえの充実など、射幸性に直接関わりのない事実を伝えるのであれば違反とはなりません。賞品の入荷、有名人の招致など、射幸心をそそらないイベントの実施や告知も可能です。

※ 2020 年 3 月現在、多くの都道府県遊協においてライター取材・来店イベントに関する告知、ライター招致自体を自粛する動きが活発化しています。

◎規制の対象



豆
知
識

構造・設備の維持義務違反にも該当する

運用方針で示された違反に該当する内容の広告・宣伝を行った場合、清浄な風俗環境を害する行為として広告・宣伝規制違反となります。また、そのような内容の看板やポスターなどを店舗に設置した場合は、構造・設備の維持義務違反にも該当します。